

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛県

第2426号

# 平成24年12月 4 日火曜日 第2426号

◇ 目 次 ◇
告 示

肥料登録有効期間の更新	1070
都市計画の変更(一部変更)案の縦覧(9件)	1070
都市計画の変更(名称変更を伴う一部変更)案の縦覧(3件)	1071
都市計画の変更(一部変更)案の縦覧(3件)	1072
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	1072
土地改良区役員の就退任の届出	1072
土地改良事業の計画の変更の認可	1073
新たな土地改良事業の施行の認可	1073
道路の区域変更(県道砥部伊予松山線)	1073
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告	1073

告 示

#### ○愛媛県告示第1435号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、 次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

ı					保証成		生産業者の氏
	登録有 効期限	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	分量(%)	その他 の規格	主産業者の氏 名又は名称及 び住所
	平成30 年12月 15日	愛媛県 第1210 号	炭酸カ ルシウ ム肥料	くい 苦酸 1 お状炭灰 1	アリ 可苦 内性 ル分53溶土15く苦10 11 0 12 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	その事は定のり他限項公格お	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号111番地

#### ○愛媛県告示第1436号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 松山広域都市計画道路 3・4・15 勝山町湯渡線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

# ○愛媛県告示第1437号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づ

き、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を 愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に 供する。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称松山広域都市計画道路 3・4・30 北久米和泉線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

#### ○愛媛県告示第1438号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称松山広域都市計画道路 3・4・34 高浜高岡線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

# ○愛媛県告示第1439号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称松山広域都市計画道路 3・4・71 河原下難波線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

#### ○愛媛県告示第1440号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を

愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に 供する。

平成24年12月 4 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路 3・5・43 本町南吉田線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

#### ○愛媛県告示第1441号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路 3・5・48 道後松山港線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

#### ○愛媛県告示第1442号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路 3・5・50 山西町線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

# ○愛媛県告示第1443号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 松山広域都市計画道路 3・5・51 祓川大加賀線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 なし

# ○愛媛県告示第1444号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路 3・5・52 三津浜駅松山港線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

#### ○愛媛県告示第1445号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
松山広域都市計画道路	松山広域都市計画道路
3·3·7 土橋町千足線	3・3・7 藤原千足線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 松山市土橋町及び藤原町の各一部

#### ○愛媛県告示第1446号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
松山広域都市計画道路	松山広域都市計画道路
3・5・41 持田町小栗線	3 · 5 · 41 持田町室町線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 松山市小栗一丁目、小栗三丁目及び室町一丁 目の各一部

# ○愛媛県告示第1447号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
松山広域都市計画道路 3 · 4 · 55 道後桑原線	松山広域都市計画道路 3·5·55 道後線 3·4·57 東野桑原線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 松山市道後姫塚、上市二丁目、石手五丁目、 石手四丁目及び東野一丁目の各一部

#### ○愛媛県告示第1448号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び宇和島市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 宇和島都市計画道路 1・4・2 宇和島宇和線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 宇和島市高串、光満、三間町務田、曽根、成 家、則及び吉田町立間の各一部
- (2) 削除する部分 宇和島市高串、光満、三間町務田及び曽根の 各一部

#### ○愛媛県告示第1449号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西条市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 西条都市計画道路 3・4・3 西条駅前朔日市線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 西条市朔日市の一部

# ○愛媛県告示第1450号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づ

き、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を 愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に 供する。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 西予都市計画道路 1・4・1 宇和島宇和線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 西予市宇和町下川、皆田、稲生、卯之町5丁 目及び明石の各一部
- (2) 削除する部分 宇和島市三間町曽根、成家、則、吉田町立間、 西予市宇和町下川、皆田、稲生、卯之町5丁 目及び明石の各一部

#### ○愛媛県告示第1451号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画駐車場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

# ○愛媛県告示第1452号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市河原津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。

平成24年12月4日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名		名	住 所			
理事	丹		勤		西条市河原津新田甲121番地9		
"	丹	J	勝	幸	西条市河原津新田甲121番地 3		
"	丹	:	省	吾	西条市河原津新田甲286番地 1		
"	酒	井(	仁	志	西条市河原津新田甲286番地 2		
"	酒	井目	睦	雄	西条市河原津新田甲121番地8		
監事	丹	ź	幸	大	西条市河原津新田甲121番地10		
"	伊	藤	澄	勇	西条市河原津新田甲121番地 6		

# 退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	丹	勤	西条市河原津新田甲1	121番地 9
"	伊 藤	武美	西条市河原津新田甲1	121番地 1
"	丹	省 吾	西条市河原津新田甲2	286番地 1
"	酒 井	仁 志	西条市河原津新田甲2	286番地 2
"	酒 井	睦雄	西条市河原津新田甲1	121番地 8
監事	丹	幸大	西条市河原津新田甲1	121番地10
"	伊藤	澄勇	西条市河原津新田甲1	121番地 6

# ○愛媛県告示第1453号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、 新居浜市下泉土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持 管理)の計画の変更を平成24年11月26日認可した。

平成24年12月 4 日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

# ○愛媛県告示第1454号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、 東温市松瀬川土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業 (県単独補助土地改良事業(かんがい排水・西組地区))の施行を 平成24年11月20日認可した。

平成24年12月 4 日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

#### ○愛媛県告示第1455号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	砥部伊予松山線	tW.山主十可架一丁巳COO妥 1 地件	IΒ	メートル 13 .1~13 2	キロメートル 0.025		
宗	加品沙尹丁格山線	松山市大可賀二丁目680番 1 地先		新	14 .7 ~ 16 .7	0 .025	

公 告

# 〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年11月19日	特定非営利活動法人愛媛画像診 断支援センター	望月輝一	松山市土居町1000番地7	この法人は、地域住民と地域で従事する医師に対して、遠隔医療用画像診断の支援やその活用に関する事業を行い、地域医療の質向上と地域住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成24年12月4日 発行 1073